

談話会での Q&A

・遺跡の時代を決めるのは土器の形とかなんですか？

→多くの遺跡ではそうです。出土する遺物のなかで土器が一番量が多いことが多く、また土器の種類や形によって使用された年代が分かることが多いです。しかし近年では科学的な分析(放射性年代測定法や年輪年代法)によって遺跡の年代が明らかになることもあります。調査を担当する職員は日々新しい知識を勉強しながら遺跡の調査に向かっています。

・埋蔵金って発掘調査でしたことはありますか？

→和歌山県内ではこれまで江戸時代や中国の銭、古代の銅銭などが出土することがありますが、いわゆる「埋蔵金」と皆さんがイメージするような小判などはほとんど発掘調査で見つかっていません。また、発掘調査で見つかった土器や銭などは、種類を問わず遺失物法という法律に基づいて「落とし物」と同じ扱いで警察署に届けられ、その後「文化財」かどうか判断することになります。なので、小判などが見つかったとしても「お宝」や「埋蔵金」というよりは「文化財」として扱われることになる可能性が高いです。

・発掘調査で見つかった遺物は全て発掘調査報告書に載るんですか？

→全ての遺物が報告書に掲載されるわけではありません。和歌山城跡の発掘調査では何万点という遺物が出土しましたが、報告書に掲載されたのはごく一部です。年代が分かるような状態のいいものや特殊なもの、学術的な価値が高いものを担当者が選択して、掲載しました。

・出土した土器はどうやってくっつけるのですか？

→同じ遺構や近くで出土した土器の破片同士を選んで、一つ一つ接合するかどうか確認していきます。数が多いと気の遠くなるような作業です。接合する破片はセメダインなどの接着剤でくっつけたり、どうしても見つからない部分は石膏や薬剤で充填したりします。

・出土した遺物は今どこにあるんですか？

→センターで発掘調査して出土した遺物は、整理作業が終了すれば県教育委員会や市町村教育委員会などに移管し、以後は教育委員会などが管理します。博物館や資料館などで展示されることも多いですが、そういった遺物はごく一部にとどまります。ただし、展示されていない遺物であっても、所定の手続きを行えば、閲覧することはできます。

・発掘調査の報告書はどこで読むことができますか？

→市町村の教育委員会や図書館で読むことができますが閉架書庫の中に保管されている

こともあるので司書の方に聞いてみてください。県立図書館が一番数が多いと思います。また、センターで発行した報告書はセンターの HP で閲覧できます。全国の発掘調査報告書は「全国遺跡報告総覧」などのサイトで閲覧したりすることができます。

・和歌山城の堀に興味がありますが、報告書とかありますか？

→和歌山城の堀の調査はあまり行われていません。近年では御橋廊下を復元するにあたって堀を調査し、江戸時代の廊下の礎石が発掘調査で明らかになったことがあります。発掘調査報告書が刊行されているので、県立図書館などで閲覧することができます。また、博物館などに直接連絡して聞いてみても、様々なことを教えてくれると思います。

・大事な遺跡が見つかったら全部保存されるんですか？

→発掘調査の結果、重要な遺跡であると分かった場合、保存するために元々作られる道路や建物の位置や構造などの計画の一部を変更することはありますが、全てではありません。保存することができない遺跡の発掘調査では将来残すことが難しい遺跡の情報を、調査によって残していくことを目的としています。全ての遺跡を残すことは難しいですが、担当者としては可能な限り破壊される恐れのある遺跡の情報を記録していかなければならないという使命感を持って仕事をしています。

・文化財のことについて、分からないことがあればどうしたらいいですか？

→センターや博物館、地元の教育委員会（文化財担当）などに聞いてみてください。どんなことを知りたいのか詳しく教えていただければ、様々な回答が得られると思います。また、事前にご相談いただければ、センターでは発掘調査の現場や整理作業の様子を見学してもらうことも可能です。ただし、発掘調査現場では様々な機材が動いているので、事前にご相談いただくことをお願いします。